



埼玉県報

号外第 7 号
令和 8 年 (2026 年)
1 月 27 日
火曜日

目 次

告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会)
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等 (選挙管理委員会)

告示

埼玉県選管告示第十五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙区	制限額
第一区	二四、九二二、〇〇〇円
第二区	二四、八九八、四〇〇円
第三区	二四、八〇五、〇〇〇円
第四区	二四、九六〇、一〇〇円
第五区	二五、〇九九、七〇〇円
第六区	二五、二九三、二〇〇円
第七区	二四、九二一、八〇〇円
第八区	二五、三五四、九〇〇円
第九区	二五、〇五四、九〇〇円
第十区	二三、九五〇、四〇〇円
第十一区	二四、〇七三、二〇〇円
第十二区	二四、五七九、五〇〇円
第十三区	二四、六二八、二〇〇円
第十四区	二五、一一一、〇〇〇円
第十五区	二五、二八〇、三〇〇円
第十六区	二四、六七九、五〇〇円

告 示

埼玉県選管告示第十六号

令和八年一月二十六日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六八二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、七六二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七一九人
南第二区 川口市	一四六、九七二人
南第三区 さいたま市西区	二六、五一七人
南第四区 さいたま市北区	四二、五六七人
南第五区 さいたま市大宮区	三五、二七七人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、二九九人
南第七区 さいたま市中央区	二八、九六六人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八一七人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、四三五人
南第十区 さいたま市南区	五三、二一〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三六、六四四人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三六九人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇八四人
南第十四区	桶川市	二一、〇三八人
南第十五区	北本市	一八、七九五入
南第十六区	鴻巣市	三三、二一五人
南第十七区	志木市	二〇、九八〇人
南第十八区	新座市	四五、九七九人
南第十九区	蕨市	一九、七一九人
南第二十区	戸田市	三七、五九五入
南第二十一区	朝霞市	三九、九一三人
南第二十二区	和光市	二三、三五三人
西第一区	所沢市	九六、九〇七人
西第二区	入間市	四〇、四九七人
西第三区	飯能市	二二、〇九四人
西第四区	狭山市	四二、〇二六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇八九人
西第六区	富士見市	三一、四八二人
西第七区	川越市	九七、八九二人
西第八区	日高市	一五、三〇九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、一八八人
西第十区	坂戸市	二七、六八四人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六六七人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、五二五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、一二六人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、四三二人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三二、九八七人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、〇九七人
北第四区	熊谷市	五三、六三八人
東第一区	行田市	二二、〇一七人
東第二区	羽生市	一四、八三三人
東第三区	加須市	三一、二七八人
東第四区	久喜市	四二、四八五人

東第五区	蓮田市	一七、四三八人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一四九人
東第七区	春日部市	六五、〇一人
東第八区	越谷市	九五、〇一九人
東第九区	八潮市	二五、四五七人
東第十区	三郷市	三八、四〇三人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、二七二人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六〇八人